



2013(平成25)年
10月1日発行

Vol.56

ELCO RADAR

Ecological Life and Culture Organization

—— 公益社団法人 環境生活文化機構 季刊 エルコレダー ——



CONTENTS

TOP

2013環境フォーラム 特別講演会

環境政策の変遷と今後の展開／前環境省自然環境局長 伊藤 哲夫氏… 1

《寄稿》循環型社会と繊維リサイクル1… 8

循環型社会形成推進功労者表彰式報告… 10

環境を見つめる人々39 …… 11

環境と経済・社会 27 …… 12

エコ&ユニフォーム最前線 7…… 13

事務局だより…… 16

環境政策の変遷と今後の展開

前環境省自然環境局長 伊藤 哲夫氏

我が国の環境政策の根幹をなす環境基本法に加え、循環型社会形成推進基本法、3.11後に成立した放射性物質汚染対処特措法などの重要な法律の成立に携わってきた伊藤哲夫氏に、法律の背景、法律に込められた狙い、これからの環境行政のあり方についてお話しいただいた。

はじめに

私は1979年に当時の環境庁に入り、今年の7月2日に環境省を退官しました。この34年間、環境庁および環境省を中心はずっと環境問題に携わってきました。

私が環境庁を希望したのは、当時、水俣病などの公害による甚大な健康被害が生じており、この問題に自分も関わってなんとか解決していきたいと思ったからです。

ところが、環境問題に対する当時の国や国民の意識は冷ややかであり、私の同期入庁者も歴代で一番人数が少なかったのです。環境庁が発足して8年目でしたが、環境行政も一段落して、これからはぼんでいくのではないかと思われたほどです。

しかし、実際には、当時、地球環境問題はすでに相当深刻になっていました。このことは、政治家だけではなく、私自身や同期入庁の者たちでさえ認識できずにいました。本日は、こうした我が国の状況から、その後の環境政策がどのように展開されてきたのか、長く環境行政に携わってきた人間の経験や考えを含めてお話させていただきます。

1. 環境政策の変遷と環境基本法

環境汚染の問題

まず、環境行政の中でもっとも重要な法律である「環境基本法」とその成立にまつわるお話をさせていただきます。

日本での環境汚染の問題をたどりますと、明治時代からすでに発生しており、なかでも足尾鉍山鉍毒事件での田中正造の運動は有名です。昭和に入り、戦後の高度経済成長を背景とした産業公害が非常に深刻な事態になりました。水俣病や四日市ぜんそく、イタイタイ病などの発生です。

こうした産業公害が一段落する一方で、次は都市・生活型公害が新たな問題となってきました。これは自動車などによる大気汚染や交通公害、あるいは生活排水による水質汚染などによるものです。

これに加えて、最近、重要になってきた問題がいくつかあります。まず、過去の負の遺産といえるPCB（ポリ塩化ビフェニル）の問題です。1975年にPCBの製造は禁止されましたが、かつて作ったものの処理が進まず、どこにも処理施設をつくれずにいました。環境庁から環境省になったときに、PCB特措法を設け、日本環境安全事業株式会社で高濃度の汚染物を引き受けていますが、なかなか当初の予定どおりには進んでいません。

もうひとつ過去の負の遺産といえるのが土壤汚染の問題です。よく知られているのは、東京の築地市場の移転先である豊洲ですね。あそこでは、昔、東京ガスが石炭からガスを作っていました、コールタール等で土壤が汚染されていたと言われていました。全国各地で工場跡地だけでなく、大学等の試験場跡地でも土壤汚染が懸念されていま

す。

廃棄物の問題

そして廃棄物の問題です。戦後はまず汚物の衛生的処理が問題でした。1954年に公衆衛生の向上という観点から清掃法が設けられています。それが高度経済成長の下で産業廃棄物の問題がクローズアップされて、工場からの廃棄物による環境汚染の防止に正面から取り組んでいかなければならなくなったわけです。現在は、廃棄物そのものを資源として活用する循環型社会の形成が大きな課題となっています。

地球温暖化問題

さらに、地球温暖化の問題です。地球環境問題というのは多岐にわたりますが、その中でも大きな問題は温暖化です。地球温暖化問題を初めて指摘したのは、ティンダール現象を発見したことで有名なアイルランド人のティンダールという人です。1860年に彼が人間活動による大気の変化によって気候が変化するのではないかと初めて言ったとされています。その後、19世紀末には、すでに多くの科学者が指摘するようになってきました。日本でも1932年、宮沢賢治が発表した『グスコブドリの伝記』の中に地球温暖化の話が出てきます。

やがて、地球温暖化は世界的に大きな課題となって対策が検討されるようになりました。1992年、リオサミットの時に気候変動枠組条約が採択されています。これは大気中の温室効果ガスを究極的に安定化させることを目標としたものです。

そしてご承知のとおり、1997年、COP3で京都議定書が採択されました。これは先進国による拘束力のある削減目標が初めてつくられたものとして、非常に大きな意味があるものです。

議定書の内容は、2008年から2012年のCO₂排出量を、1990年に比べて日本は6%、米国が7%、EUが8%、それぞれ削減するというものでした。これは、日本国内では、特に産業界からは評判が悪く不平等条約だとも言われました。ヨーロッパのほうが、削減目標の数値が高く見えますが、これは東欧という省エネが進んでいないところも含めた数値なわけで、実質的な日本イジメだという議論もありました。

この議定書を、2002年、小泉内閣のときに批准しました。この批准により2012年までの削減目標がつくれ、日本は最終的には目標を達成す

ることができました。

しかし、今後はどのような取り組みをしていくのか、課題はまだまだ大きいものがあります。鳩山内閣で非常に大きな目標を掲げましたが、実現が困難視されました。今後どのような対応を行っていくかが、日本にとっても世界にとっても極めて重要な課題であることは間違いありません。

環境基本法の成立

ここまで環境政策を考える上での問題をいくつか見てきましたが、こうした中での基本的な法的枠組みとして、まず1967年に公害対策基本法ができました。しかし、これだけでは対応できないので、それまでの公害対策基本法を廃止して、1993年に環境基本法ができました。現在は、この環境基本法の下に、2000年には循環型社会形成推進基本法ができ、さらにその下に、さまざまな法律ができています。

この環境基本法は非常に重要な法律でして、その成立の背景としては、1967年の公害対策基本法、それから1972年の自然環境保全法もできて、一定の効果が出たのですが、これらでは解決できない新たな課題も出てきたことが挙げられます。

都市・生活型公害の増大、廃棄物の排出量の増大、都市における身近な自然の減少、過疎地における森林荒廃、地球規模の環境問題などに対応するため、環境そのものを総合的に捉えた新しい手法を盛り込んで、国際的な問題も含んだ取り組みが必要になったのです。

この法律の作成過程では、霞が関はもちろん、産業界やNPOをも巻き込んでいきましたが、作



成にあたって3つの対立軸があったと思います。

ひとつ目は、地球環境問題の要因について、途上国の人口増加が問題だという捉え方と、先進国の大量生産・大量消費・大量廃棄が問題の本質だという意見の対立です。この問題要因の把握の仕方、もちろん対応方法も変わってきます。

環境問題への対策については、技術のブレークスルーが大事だという考え方と、社会システムやライフスタイルそのものを変えるべきだという考え方で対立することになりました。

さらに、環境問題への取り組み方の大きな方向性について、自主的取り組み中心でやればよいという考えと、規制・経済的措置・アセスなどのいろんな政策・手段を総動員してやらなければならないという考えの対立軸がありました。

どちらが環境庁の主張で、どちらが通産省の主張かは大体お分かりだとは思いますが、どちらか一方だけが正しいというような問題ではありませんでした。要因・対策・取り組みのいずれも、両方やっていかないといけないのです。審議会などでのこうした議論を経てだんだんと集約し、この環境基本法ができたということです。

環境基本法の基本理念

環境基本法には、次のような3つの基本理念があります。①環境の恵沢の享受と継承等 ②環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築等 ③国際的協調による地球環境保全の積極的な推進です。

①は環境の保全が将来世代のためにも必要で、人類生存の基盤であり、なおかつ自主的かつ積極的な取り組みが必要であるとしています。今の環境問題を解決していくには単に規制を受け入れる、あるいは国や地方公共団体がやれということをやっただけでは絶対解決できない。規制を守るの

は当然で、事業者や国民一人ひとりが、それ以上に自主的・積極的に取り組んでいかなければこの問題は解決できないのです。

②は今でこそ経済と環境は両方うまくいかなければならないという考えが浸透していますが、当時は対立するものと考えられていました。しかし、器である環境の中でこれを壊すことなくきちんと経済活動をやっていくということこそが、健全な経済や社会の発展なのだということをこの基本理念の中に書き込んだわけです。

③は我が国の能力を活かし、我が国の占める地位に応じて、積極的に地球環境保全を推進させようというものです。国際的なことについて、国内の法律で規制するというのは、これまでなかったようです。しかし、地球環境を保全するためには日本の役割をきちんと書き込んだものにしないと基本法にならないということで、ここは頑張って盛り込みました。

このような基本理念のもとに、具体的に環境基本法にはどういうことが書かれているのかご説明します。

各種の政策の遂行

まず環境基本計画です。これは環境保全のための基本となる計画を国が責任をもって作るということです。それまでの公害対策基本法では、特定の地区ごとの問題に対する計画しかなく、国全体の環境保全のための基本的な計画はありませんでした。

それから国の環境政策の策定にあたって、環境影響評価もきちんとやらなければならないとしました。環境基本法の成立を契機にして、1997年、環境影響評価法（環境アセスメント法）が遅まきながらできました。

環境に関する規制は当然ですが、それに加えて経済的な措置、例えば環境保全のための税や課徴金、デポジットといった施策を整備していくことになりました。さらに環境保全のための施設の整備やその他の事業、これは下水道等の環境関連の諸施設の整備、汚泥の浚渫事業とか、絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖といった事業をやっていこうというものです。

環境への負荷を低減させる製品の利用を促進させ、環境教育・環境学習、民間団体などの自発的な環境保全活動を促進するための措置をとる。また、環境に関する情報の提供や地球環境の保全などに関する国際協力などを進めるものです。こう



した様々な政策をやっていかなければならない、ということを経済基本法で定めたわけです。

2. 循環型社会の構築

循環型社会形成推進基本法の成立

こうして環境基本法ができましたが、環境に負荷をかける廃棄物がなかなか減りません。廃棄物処理施設の立地が難しい上、不法投棄も増大して、廃棄されたものを適切に処理するという対応だけでは限界があると考えました。

そこで廃棄物・リサイクル対策に係る経済社会システムを抜本的に見直していくための法的枠組みとして「循環型社会形成推進基本法」ができました。

日本の廃棄物政策の変遷をたどると、まずは清掃法が1954年に、廃棄物処理法が1970年にできました。産業廃棄物という定義を設けて、工場から排出される廃棄物を含めて対策を進めてきました。

その後、1990年代に入って各種リサイクル法ができ始め、2000年に循環型社会形成推進基本法が施行され、資源循環型社会を目指して本格的に取り組みだしました。

廃棄物問題につきましては、環境庁当時には発言権がほとんどありませんでした。なぜかという、廃棄物処理法というのは当時の厚生省の所管であり、各種リサイクル法は当時の厚生省とか通産省、農水省などの所管でして、環境庁の所管は普及啓発について各省に協力するなどの一部だけでした。

こうした中で、環境庁が中心となって2000年に循環型社会形成推進基本法ができ、環境省の発足と同時に2001年に全面施行されました。廃棄物・リサイクル政策の法体系は、まず環境基本法があり、その下に循環型社会形成推進基本法があり、その下に廃棄物処理法、そして廃棄物になる前の物のリサイクルのための仕組みとしての資源有効利用促進法、そして個別の物品ごとに、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電などの個別のリサイクル法が制定されています。

循環型社会形成推進基本法の5つのポイント

なぜこのように細かく分けられているのかというと、物の性質によって最適なりサイクルのあり方も異なるから得ないからです。

例えば容器包装についての役割分担は、消費者は分別して排出し、市町村は分別して収集する。

そしてこの容器包装を利用した事業者、あるいは作った事業者がリサイクルをする、といった役割分担を定めています。

家電リサイクル法の場合は、消費者が適切に家電の販売社に引き渡し、なおかつ費用負担をし、小売業者はメーカーに引き渡し、メーカーがリサイクルをすることになります。

食品リサイクル法や建設リサイクル法につきましても、そのリサイクルの仕方が違うので、こうした別々のリサイクル法をつくっていきました。

循環型社会形成推進基本法のポイントとして次の5つが挙げられます。

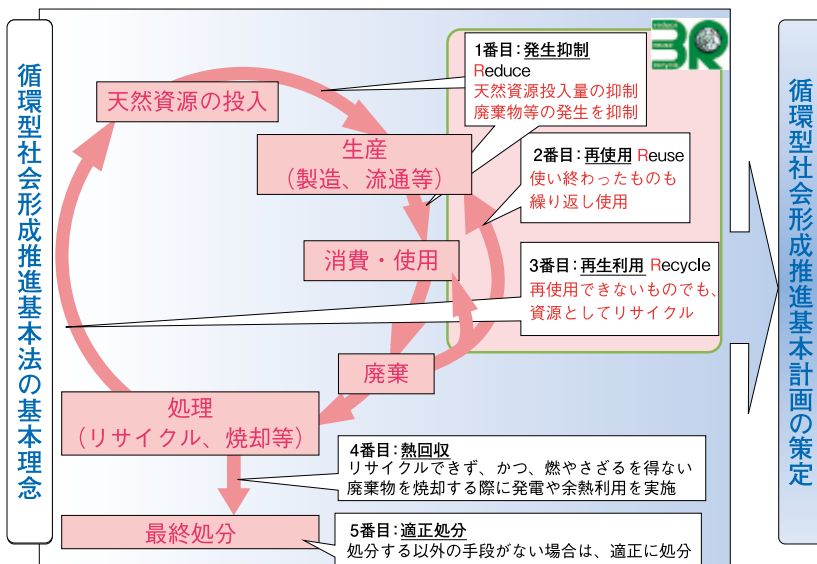
- (1) 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
- (2) 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
- (3) 廃棄物・リサイクル対策の「優先順位」を初めて法定化
- (4) 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
- (5) 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

私はこの法律の制定にも直接かかわりましたが、(2)の「廃棄物等」という言葉を使用せず「循環資源」という言葉で統一したいと思っていました。なぜなら、ゴミとか廃棄物と呼ばれるあらゆる物も、必ず資源として活かせるはずだと思っていたからです。今は活かさなくても、将来、技術開発が進めば、必ず循環資源となるはずだと思っていました。

そこで、一度使われた物や副産物としてできる物を全部「循環資源」と定義したかったのですが、内閣法制局と協議し、絶対に使えないものも必ずあるはずだということになり、法制的にはこれを「廃棄物等」と定義することになりました。そして、その中で有用なものを「循環資源」と定義しました。

(3)の優先順位も、この法律の重要なポイントになります。①廃棄物などの発生抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収 ⑤適正処分というふうに優先順位をつけました(資料1)。

資料1は優先順位の考え方を示したものです。1番目は、発生抑制(リデュース)で、天然資源の投入量を抑制し、廃棄物の発生量を抑制することです。2番目には、使い終わったものも繰り返し使用するというリユースです。3番目に再生利用ということで、再使用できないものを資源として活用していくというものです。再生利



資料1 資源の循環的な利用

用もできないものは、できるだけ熱回収をしよう、いわゆるサーマルリサイクルです。この熱回収の後、どうしても処分するしかないものを最終処分するというのが、この循環利用の優先順位です。

もちろん、この基本原則が当てはまらない場合もありますが、少なくとも原則的にはこういう考え方でいくと示すことができました。

それから（４）の役割分担の明確化ですが、まず事業者、国民の排出者責任を明確化しました。生活ゴミの最終的な処理責任は市町村にあるわけですが、生活者自身もなるべくゴミを出さないとか、分別して出す責務があります。こういう面で国民にも排出者責任があるわけです。

もうひとつ重要なことですが、いわゆる拡大生産者責任の一般原則を確立したことです。どういふことかという、生産者が自ら生産する製品などについて、使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うということです。

この中身はいろいろありますが、なるべくリサイクルしやすい商品、リデュースしやすい製品を設計するのも拡大生産者責任のひとつです。

もちろん、これは先ほど物の性格によってリサイクル方法が違ふと申しましたが、どの程度生産者が自分の作ったものを消費後まで責任を持たなければならないのか、ということも物によって違います。全部が全部、生産者が回収までできるわけではないですが、なるべく生産者がきちんとした責任を負うといった方向で進んでいかなければならない。こういう方針を確立しました。

これが循環型社会形成推進基本法でして、その後の廃棄物・リサイクル対策の大きな原則となっ

たものです。

小型家電リサイクル法の制定

この循環型社会形成推進基本法の施行を受けて、さまざまな法律が制定されました。その中で、今年の4月1日から施行された小型家電リサイクル法についてご紹介します。現在、携帯電話を始めとして、小型家電にはたくさんの有用金属が含まれていますが、その多くは使用後に捨てられています。この法律は、これらをなんとか再利用できるようリサイクルシステムができないかと制定されました。

その内容は、自治体がなんらかの方法で小型家電を集め、それを認定事業者へ引き渡して、その後は認定事業者が必要なりサイクルをするという仕組みになっています。

この法律のポイントは、認定事業者がリサイクル事業を展開しやすいように、一定の場合において規制緩和をしたことです。認定事業者は、主務大臣の認定を受けることができ、認定を受けた場合には、個別の市町村の廃棄物処理業の許可が不要になりました。

これまでは、それぞれの市町村で廃棄物処理業の許可が必要でした。廃棄物を取り扱っている以上、ぞんざいに扱われやすくそれが即環境汚染につながりますから、これはある意味当然です。ただ、環境大臣がこの業者なら大丈夫だと認定すれば、個別の市町村での認定は不要だという仕組みにすることで、リサイクル事業の促進につなげようというものです。本格的な動きは、まだまだこれからだろうと思いますが、来年あたりからは多くの自治体や認定事業者が参加し、大きな流れになってくると思います。

3. 放射性物質の問題

2011年の3.11を受けて、放射性物質の問題は極めて深刻な課題となりました。実は放射性物質による環境汚染対策について、これまでは環境省には関係ないこととされてきました。

その歴史を少したどりますと、1967年の公害対策基本法では「放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」とあります。すなわち、放射性物質による汚

染を防止するための措置については、公害対策基本法ではないのだと書かれているのです。

その後の環境基本法でも同じ条項が残りました。さらに廃棄物処理法では、廃棄物の定義として「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とはっきり書かれています。

こうした状況の中、3.11で放射性物質の問題が起きた時、対応できなくなったのです。発電所の敷地内での汚染対策問題は、さすがに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律による対処が当然ではありますが、敷地外での放射性物質の汚染対策問題については、対応する法的な枠組みがないのです。これについては、関係省庁間で何度も話し合いました。

環境省としては、現にそこに瓦礫や廃棄物があり、それらが放射能で汚染されているのに、法律では「これを除く」と記されているから知らない、とは言えません。こうした状況でしたので、環境省の仕事として取り組むことにしました。

その後の2012年8月、放射性物質汚染対処特措法ができ、福島第一原子力発電所の事故によるもののうち、一定のものについては環境省が責任を持って対処することになりました。

ただ、これは反省なのですが、いままで環境庁や環境省は関係ないといわれてきて、私たちもこうした事態の発生になんの準備もしないできたわけです。発電所の敷地外で発生した放射性物質で汚染された廃棄物を不法投棄されたら、廃棄物処理法の対象にならず大変なことになるところでした。

この放射性物質汚染対処特措法によって、そのような行為にも厳しい罰則が科せられるようになりました。しかしながら、もし福島第一以外で事故が起きたらどうするのかという問題は残されています。いずれきちんとした法体系を作っていくべきでしょう。この点は霞が関全体としての反省点であり、行政の一端をあくまで私としても本当に申し訳なかったという気がします。

4. 自然共生社会の構築について

時間がなくなったので、簡単に自然保護の問題について述べます。

1934年、最初の国立公園として、瀬戸内海国立公園、雲仙国立公園、霧島国立公園の3つができました。現在は30カ所ありますが、この国立公園の管理は時を経て今も、そして今後も非常に重要な課題です。

環境庁ができた当時に問題になったのは、大規模開発によって良好な自然環境が破壊されるということでした。覚えていらっしゃる方も多いと思いますが、当時の大石環境庁長官が尾瀬の自然を損なうという判断のもと、尾瀬を貫くスーパー林道の計画に異議を述べています。これをきっかけに、尾瀬が自然環境の聖地になっているようにも思えます。

こうした自然環境の破壊を防止する流れから生物多様性の保全と持続的な利用といったことが大きな課題になり、1992年、生物多様性条約が採択されました。

いま自然環境行政で大きな課題となっているのは鳥獣保護管理です。サル、シカ、イノシシの被害は深刻化していますが、狩猟をしていただく方々が高齢化していることもあり、対応できなくなってきています。

これをなんとかするための法律改正が必要で、鳥獣被害を防止するため、シカやイノシシを捕獲する専門職という職業として成り立つような仕組みが必要ではないかと私は考えています。

5. 今後求められるもの

最後に、今後求められることとして2つあげさせていただきます。

まず、企業、国民の主体的な行動が求められます。国がやるから大丈夫ではなく、誰もが自らの問題としてこの問題をとらえ、解決に向けて取り組むことです。

そして、環境保全のための社会的システム作りを行っていく必要があります。規制をさらに充実させ、経済と連携して環境への取り組みを誘引させる方法、環境保全が利益につながり自然と誰もが環境保護を行える仕組み作りです。

伊藤 哲夫 (いとう てつお)

前環境省自然環境局長。昭和54年3月、京都大学経済学部卒業。同年4月、環境庁入庁。平成13年1月、内閣官房内閣参事官。平成16年7月、環境省自然環境局総務課長。平成17年7月、環境省大臣官房会計課長。平成18年7月、財務省長崎税関長。平成20年7月、環境省大臣官房審議官(水環境担当審議官)。平成22年8月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長。平成24年8月、環境省自然環境局長。平成25年7月、環境省退官。

繊維廃材の実態と課題

京都工芸繊維大学大学院 大学院工芸科学研究科 先端ファイブロ科学部門 教授 木村 照夫氏

1. はじめに

1993年4月某日、福井新聞のある記事に目がとまった。福井県織物改善工業組合が産地素材(ポリエステル)で輸送用の保冷ボックスを開発したとのことであった。その当時、筆者は福井大学の機械工学科で伝熱工学の研究に従事していて保冷という言葉に興味を持った。早速組合を訪問し、保冷ボックスの詳細をご教示いただいた。その詳細内容は割愛するが、担当者との雑談の中で、織物業界が織機から発生する「捨て耳」と呼ばれる繊維廃材の処分に困っているとの話が出た。そのとき捨て耳を射出成形機に投入すればプラスチック製品ができるのではないかとひらめいた。大学では伝熱研究をしていた関係で研究室に射出成形機を保有していた。早速捨て耳を大学に持ち帰り、成形機に投入するととりあえずは形だけはあるがいつも簡単にプラスチック製品が成形出来た。それに驚いた組合担当者が記者発表を段取りし、組合理事長自らテレビ、新聞記者相手に、捨て耳からプラスチック製品ができました!と発表された。出来てしまえば当たり前ではあるが当時は誰もそのような試みをしていなかったためにテレビ、新聞で我々の試作を聞いた様々な繊維会社(漁網、不織布、レースなど)から端材を始めとする工場廃材を用いた試作依頼が殺到し、研究室は繊維廃材の山となった。あまりの反響の大きさに筆者の研究内容も伝熱から徐々に繊維廃材からのものづくりに移行し、京都工芸繊維大学に異動してからは繊維系廃材のリサイクルが研究のメインとなってしまった。

捨て耳に出会って20年、筆者は繊維リサイクルに関する研究を継続し数十篇の論文は提出しているが、10~20%と言われる繊維リサイクル率はこの20年で全くと言っていいほど変わっていない。すなわち大学の仕事は机上の空論と化し、これではいけないと感じて今から12年前に社団法人(現一般社団法人)日本繊維機械学会内に繊維リサイクル技術研究会を発足させた。およそ100名のメンバーと今までに100回を超える情報交換会を開催し、繊維リサイクル技術開発やリサイクル社会システムなどについて熱き議論を行っている。しかし、画期的なりサイクルシステムの

構築には至っていないのが現状である。何故、効果的なりサイクルシステムが構築できないのか、筆者の独断と偏見で述べることにする。

2. 経済性を優先する繊維リサイクルの現状

筆者が捨て耳の有効利用方法について企業から相談を受けたのは、当然、企業が繊維廃材の処分費を少しでも軽減したいという願望からであり、環境保護が第一の目的ではなかった。今、この原稿を執筆するにあたり、我々は何故繊維をリサイクルしようとしているのか、今一度考えてみる。繊維廃材に関わらずリサイクルの必要性が大きいうたわれだしたのは「環境を保護し、持続可能な社会を構築(循環型社会形成)する」ためである。しかし、各方面で繊維リサイクルに取り組んでおられる方々は、当然ながら各人が置かれた立場においてリサイクルを考えており、目先の行動目標が各人、各社によって大きく異なっているように思える。繊維製品を製造あるいは販売している企業の方々は製造者あるいは販売者責任として最終処分を面倒みます!ということであろう。しかしながら経済的に見合うリサイクル手法はほとんどなく、経済的に見合わないことは出来ない(やらない)のが現状である。

わが国には古くから故繊維業が存在し、各家庭から排出される繊維製品を回収して中古衣料やわた材料、ウエス素材として販売し、業を成してきた。今でこそ繊維リサイクルの中心的存在として位置づけられているが、元々は環境を保護するために発生した業界ではなく、繊維廃材を資源(商品)としてとらえて発展してきたものである。故繊維業界においても最近では回収しても商品価値のないものが増え、業界の今後の在り方が種々議論されている。すなわち故繊維業が存在しても繊維リサイクル率向上にはなかなか結び付かないのが現状である。要するに経済効果と環境保護が天秤にかけられ経済的に見合わなければ繊維リサイクルは進まないのである。

3. 環境優先の繊維リサイクル

「環境を保護し、持続可能な社会を構築する」という目的に叶うには繊維廃棄量を減らせば良い

(リデュース)。国民一人一人が購入した繊維製品を大事にし、捨てないこと、使いまわしすれば良い(リユース)。例えば筆者が幼少の頃、破れた服にはワッペンを貼って修繕し、着られなくなった衣服は雑巾に、新聞紙は家庭のみならず食料品店などで包装材料として活用されていた(リユース)。しかし、リユースの理由は環境を守るためではなく、単に物資がなかったかあるいは貧しかったからである(もったいないという気持ちは多分であった)。ここで言えることは少なくとも当時は一つのものを色々な用途に使用しようとする工夫が必然的になされていた。次第に便利さが追求され、ものがあふれ生活も裕福になるとともに使い捨て社会となり廃棄物が急速に増えてきた。

現状は先進国では企業も消費者も環境を守ろうと言いながら全く逆の現象(大量消費、大量廃棄)が起こっている。企業経営を維持し、消費量を減らすことはできないものであろうか。例えば高価格でも愛着のある製品を開発すれば少量消費、長期使用、少量廃棄につながらないであろうか。特に女性に人気のいわゆるブランドものはこれに当てはまるものが多い。また、ものづくりの立場からはリサイクル不可能な商品開発を止め、各企業が新商品を売りたいければ必ずその商品のリサイクルシステムを構築することを義務付けることはできないのであろうか。リサイクルできないものをどうしても売りたいければ(買いたければ)多額の環境負荷税を付加するというのはいかがであろうか。消費者が満足でき、かつ、リサイクル可能な素材、構造でのみ繊維製品を設計できないのであろうか。ファッション、アパレル業界の腕の見せ所である。将来的にはリサイクル可能な商品には「リサイクル認定マーク」を添付し、何らかの優遇処置をするシステムの構築が必要である。根本的には消費者ならびに繊維製品製造者の「もの」の価値判定基準に商品の「機能・価格」のみならず「環境負荷」を取り入れることが必要である。

4. 循環型社会と環境負荷

最後に、環境負荷の考え方について述べる。循環型社会形成推進基本法第2条によれば「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とある。すなわち資源消費の削減(資源の持続)と環境低負荷(環境の

持続)をうたっている。

資源の持続と環境の持続に関しては、製品のライフサイクル、すなわち素材の製造(含:栽培、飼育、採掘、等)、製品への加工、使用、廃棄、加えて運搬に関してトータルで評価する必要がある。資源・エネルギーの持続に関して、最近バイオマス利用が推奨され植物由来の繊維が注目されている。環境に優しい素材が選択出来たとして、次に製品製造においていかにエネルギー消費を小さくするかが大きな課題である。消費段階においては長期使用が可能であるとともに洗濯・アイロン等の維持管理に関わるエネルギー消費量削減の考慮が必要である。さらにはリユース、リサイクルシステムが構築されている必要がある。一方で環境の持続の観点からは製品のライフサイクルにおけるCO₂排出量を抑える必要がある。製品使用時のCO₂排出量が少なくても製品製造、廃棄処分時、リサイクルに多くのCO₂を排出すると環境に優しい製品とは呼べない。このようなトータルとしてのCO₂排出量の評価方法としてライフサイクルアセスメント(LCA)があり、多くの繊維製品に対しても解析が進められ、さらには評価結果を商品に添付するカーボンフットプリント(CFP)制度の導入が検討されている。しかし、繊維製品は一品毎に製造エネルギー、維持エネルギー等が異なり、さらにはリサイクルシステムが確立されていないことから本格実施には少し時間がかかりそうである。商品の価値を機能・価格に加えてCFPの値で評価するとなるとCFPの値に対して評価基準の公平性と消費者が誤解を生まない表現方法の精査が非常に重要となる。

5. おわりに

本稿では主に繊維廃材の実態とリサイクルシステムを構築する上での課題について筆者の独断と偏見を交えて述べた。次回は繊維廃材を用いた様々なものづくり(リサイクル)事例について筆者の試みを中心に述べる予定である。

木村 照夫 (きむら てるお)

京都工芸繊維大学大学院 大学院工芸科学研究科 先端ファイブロ科学部門 教授。1975年、同志社大学大学院工学修士。1981年、同大学工学博士。福井大学勤務を経て、1998年から京都工芸繊維大学教授を務めている。専門は機械工学で、現在は繊維リサイクル、グリーンコンポジット、未利用資源活用、繊維集合体の伝熱などの研究に従事している。



平成 25 年度循環型社会形成推進功労者表彰式

平成 25 年 9 月 4 日、ホテルフロラシオン青山(東京都港区)において、循環型社会形成推進功労者表彰式を開催し、平成 25 年度の受賞者のミズノ株式会社と生活協同組合コープみらいに表彰状が贈呈されました。

当日は、来賓としてご出席いただいた環境省廃棄物・リサイクル対策部長 梶原 成元氏よりご挨拶をいただき、受賞者のミズノ株式会社 通販・コーポレートアパレル営業部 次長 横山 督氏と生活協同組合コープみらい 執行役員 小林 新治氏から謝辞をいただきました。

受賞者の今後ますますのご活躍をお祈りいたします。



左から、広中会長、ミズノ横山次長、コープみらい小林執行役員、環境省 梶原部長

受賞者紹介

ミズノ株式会社



「今後もお客様と一緒にリサイクルを積極的に進めていきたい」と語る横山次長

「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献すること」を経営理念に、スポーツ振興やCSRに力を注ぐ総合スポーツ品メーカーです。本機構リサイクルマーク事業において、会員としてユーザーに対して積極的にリサイクルマークの普及を図ってきた実績、また、ゼロエミッションや環境配慮型商品普及など環境活動にも熱心に取り組んでいる功績により受賞しました。

生活協同組合コープコープみらい



「これを機に資材関係や制服関係含めたマテリアル関係のリサイクルにもっと力をそそいでいきたい」と語る小林執行役員

「ともに はぐくむ くらしと未来」を経営理念に、暮らしと地域社会の発展に努めている日本最大の生協です。本機構リサイクルマーク事業において、ユーザーとして多くのリサイクルマーク付ユニフォームの着用実績があり、使用済みユニフォームの回収にも積極的に取り組んでいます。また、食品容器のリサイクルをはじめとした環境保全活動にも尽力している功績により受賞しました。

チョコレートを見つめると、 社会が変わる

立教大学大学院 21世紀デザイン研究科 教授 萩原 なつ子

この夏、遂に「高温注意報」なるテロップがテレビの画面に流れた。全国的に記録的な暑さとなり、「地球温暖化」はもはや疑いようがない。地球温暖化、生物多様性、廃棄物処理など深刻な環境問題を解決し「地球の未来を守るため」には、「持続可能な開発」が鍵であることが言われて久しい。「持続可能な開発」において最も重要なことは、私たちの世代の開発が次世代の開発を犠牲にしてはならないということ、環境問題は国境を越えた問題であるとともに、私たち一人ひとりのライフスタイルと密接に結びついていることを認識することにある。

「持続可能な開発」を提言した「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)がまとめた報告書には、環境破壊と貧困の問題はコインの表と裏の関係にあると書かれている。具体的には世界中の貧しい人々の基本的ニーズ(安全な水、食べ物、医療の確保、教育など)を満たすことが最優先されるべきであることが示されている。特に強調されているのが、子どもの問題である。私が評議員として関わっている認定特定非営利活動法人ACE (<http://acejapan.org/about/>)は、「子どもの搾取に反対する行動(Action against Child Exploitation)」という名前をつけ、1997年に学生5人で設立された団体である。現在、インドとガーナを中心に活動している。なぜ、インドとガーナなのかというと、彼らが大学生時代に、ゼミのフィールドワークでインドに行き、厳しい環境で働くスラムの子供たちの現状を知ったことが設立のきっかけになっているからである。また、その後あるテレビ番組でチョコレートの原料のカカオを栽培するガーナで働く子供の過酷な様子を見て「児童労働は遠くの国の問題じゃない」と調査を行ったことが、現在の活動につながっている。

ところで日本は世界第6位のチョコレート消費国であることを知っていましたか? カカオ豆生

産の7割は西アフリカで生産され、日本に輸入される80%がガーナ産! ACEは、カカオ栽培現場における過酷な児童労働問題には貧困問題が複雑に絡んでいることを調査で明らかにし、問題解決への一歩として子どもたちの労働環境の改善と教育支援、農家に対する農業支援を実施している(「スマイル・ガーナ・プロジェクト」)。

実は、カカオ生産による森林破壊、農薬による人体汚染、環境汚染、換金作物の単一栽培による食糧生産減少による飢餓、過酷な労働問題などは20年以上前から指摘されてきている。英国のNGO「女性・環境ネットワーク」が、チョコレートの甘さの裏側には、環境破壊、人権問題、健康への影響など、実にさまざまな問題が隠されていることを指摘し、「小さな政策決定」の重要性を提言したのは1980年代。

「小さな政策決定」とは、消費者がモノを選択する際に、環境や人権に配慮した価値判断をすることが、企業や政策に影響を与え、やがて社会を変革する力となることを意味する。ACEの取り組みはチョコレートを通して「小さな政策決定」を私たちに迫るものであり、Think Globally, Act Locallyという言葉のもつ重みを再確認する活動となっている。消費者の確かな目と行動が「地球の未来を守るために」私たちに強く求められている。と、偉そうなことをいってはみたものの、40度近い暑さを前にして、熱中症になったらたまらないと、ついエアコンのスイッチをいれてしまう弱い自分がある。地球温暖化問題解決の道はなかなか険しい。そんなジレンマ状況を私は10年ほど前に替え歌にしてみた。「あなた節電しますか。日ごと地球が弱ります。してはもらえぬ省エネを 熱さこらえて待ってます。京都議定書は幻でしょうか。批准恋しい 熱帯夜」(替え歌作詞: monkey。元歌は推測してください)。

営業の意識改革と広告品等の廃棄コスト削減に取り組む

株式会社環境経済研究所 所長 松田 布佐子

今回はPOPなど広告品・販促品の有効利用と経費削減を共通テーマに、エコアクション21（以下、EA21）の活動として全社で「倉庫の整理整頓と廃棄物の排出量削減」に取り組んで、営業の意識改革と経費削減という目に見えるかたちで成果をあげている事例を紹介する。

神奈川にある中小企業、B社と呼ぶが、この会社の業務は食品や飲料などの販売である。販売先は主に首都圏を中心とした卸売・小売店舗である。本社のほかに北海道、東北、近畿、九州などに支社がある。営業業務がメインであるため、環境負荷はほとんどない。

もともとB社では、小売店舗などで使用するPOPなどの広告品や販促品、見本などの廃棄コストに悩んできた。そこで、EA21の取り組みの中で「広告品等の年間の廃棄金額前年度比10%削減を目指す」といった具体的な目標を掲げた。また、それに関連して、倉庫に使用されずに保管されている在庫や、使用済み回収品などの整理整頓を始めた。製造現場でよく導入されている改善活動「5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）」を営業に導入した。営業の多くは整理が下手である。倉庫の置き場に空きスペースがあれば、「また使うかもしれない」として、POPや什器などを置き山積み状態にしてしまう。捨てられないものが増え続け、スペースがなくなると、新たな倉庫を借りることになり経費が増えていく。

B社には物流倉庫があるが、ここには各支社が本社に見込み発注依頼したポスターなどの広告品や試食用の什器類などが保管されている。一方、各支社では、物流倉庫から送ってもらった広告品を自分たちの倉庫にいったん保管して使用する

が、物流倉庫への発注分以外に、自分たちのオリジナルの広告品類を地元企業に発注して使用している。支社では発注分すべてを使用するわけではないが、予備を考慮して多めに発注する。使用しない場合には在庫として残る。また、季節に応じた広告品など種類も多く、時期が過ぎれば、それらも在庫として残る。最終的には、物流倉庫や各支店倉庫には、未使用の広告品や使用済み回収品などが溜まり、最終的には産業廃棄物としてコストをかけて処分される。

そこで、まず取り組んだのが、発注精度を上げるための活動である。発注のとりまとめ内容を部長がチェックし、余分なものの無駄なものの発注がないか確認する。余った広告品類やサンプル品等、出荷忘れのものなどについても確認し、支社内の情報開示を通じて他の営業に有効活用してもらう。次に、発注期間を短くしてもらうように本社に要望し、それができない業者は可能な限り

変えてもらうことにした。また、予備を多く持たないようにするなど、無駄をなくす意味について社員へ意識付けをはかった。

倉庫の整理整頓の取り組みでは、まず社用製品処分1週間ルールを策定して、不用販促品や不要什器類の処分を行った。また、販促品等の保管品には個人名を表示して管理責任を明確にした。各部から5S委員を選定し、定期的な倉庫のチェックを行い、整理できていない棚や個人名を朝礼で公表し、改善を求めるなどの活動を行った。

その結果、足の踏み場がないほど通路にモノがあふれて雑然としていた倉庫はきれいになり、年間の廃棄金額は全社で前年度比10%以上の削減効果をもたらしたのである。

5S活動とは

- 1.整理(Seiri) : いらぬものを捨てる。
- 2.整頓(Seiton) : 決められた物を決められた場所に置き、いつでも取り出せる状態にしておく。
- 3.清掃(Seiso) : 常に掃除をして、職場を清潔に保つ。
- 4.清潔(Seiketsu) : 整理・整頓・清掃を維持する。
- 5.躰(Shitsuke) : 決められたルール・手順を正しく守る習慣を身につける。

リサイクル、ユニフォーム だけで大丈夫？

ダイセン株式会社 記者 富永 周也

記録破りの酷暑が続く夏。財務省が発表した7月の貿易収支で、赤字は1兆240億円、13カ月連続でマイナスになりました。円安に加え、火力発電所の燃料輸入が増えたのが主な要因です。電力使用制限令が発動された2年前のような緊迫感はずっかり薄れましたが、火発でしのぐ現在のエネルギー政策のツケが数字に表れています。

6月に行なわれた環境生活文化機構の講演会では、環境省事務次官の谷津龍太郎氏が「大気中のCO₂濃度が観測史上初めて400ppmを超えた」と報告されていました。猛暑にゲリラ豪雨、異常気象は日本だけでなく世界各地で猛威をふるっています。温暖化とCO₂濃度の上昇、異常気象の関連は諸説あるようですが、切り離して考えることはもはや不自然でしょう。環境保全の取り組みは日本だけの問題ではありません。こうしている間にも大量のCO₂が排出され、火力発電のコストは増え続けています。地球環境とエネルギー問題というスケールで考えると、私たちが日常生活で行っているリサイクルなどの取り組みは現状でよいのか不安になりました。

私事ですが、自宅近くでマンションの新築工事が行われています。現場の前を通ると廃材やゴミが隅にまとめてあり、定期的に廃棄しているようです。目を引いたのが手袋。作業靴や足袋もときおり見かけました。片方が使えなくなったらゴミとして捨てるしかありませんが、このような廃棄の仕方が大半だとすれば膨大な量になるでしょう。以前に取材したゼネコン大手ではリサイクルを積極的に実施しており、不要になったワーキングウェアや用品を回収していました。しかし大型の現場では他の業者や下請けの業者も出入りしており、徹底するのは難しい面があります。

作業用品のリサイクルではさまざまな商品やシステムが開発されています。ミドリ安全（東京都港区）は使用済みユニフォームを複数の都道府県にまたがって回収できる広域リサイクルネット

ワーク「ワイドラン21」を展開しています。生産段階の省エネルギー、廃棄物の減少のほか、導入した企業には企業イメージの向上やセキュリティ管理というメリットもあります。作業に欠かせないヘルメットの材料リサイクルにも対応しています。

故繊維リサイクルのナカノ（神奈川県横浜市）の「特殊紡績軍手よみがえる」は中古衣料を主原料にしており、染色や脱色をしないためCO₂発生量も抑えられるのが売り。2010年に同県の「かながわりサイクル認定製品」1号に認定されています。

安全靴大手のシモン（東京都中央区）は、使用済み安全靴のリサイクルを推進する独自の安全靴リサイクルシステムを構築しています。リサイクルセンターに送られた使用済みの靴は金属類・廃プラスチック類に分類され、リサイクル処理されます。金属類は切断・粉碎後、製鋼原料化され、廃プラスチック類は燃料としての熱エネルギーや、熔融解処理後スラグ化され路盤材などに利用されます。このため埋め立て処理の必要がありません。

こうした製品や技術は目を見張らされる一方で、エンドユーザーにどれだけ浸透しているかが気になります。今回は建設現場を話題にしましたが、就労人口が多い製造業やサービス業、医療機関など、それぞれの業種でバラバラに行われているのが実情です。

環境保全は期限のない持続的な活動です。今日までサプライヤーとユーザーが築いてきた実績を成長させていくために、業態の違い、繊維製品と非繊維製品の違い、認証機関の違いなどの壁を超え、包括的な活動にシフトしていくべきではないでしょうか。今後はユニフォームを介して関連用品やハードウェアのリサイクルなど取材の範囲を広げていきたいと思っています。

安全・安心をトータルに追求

ミドリ安全株式会社 営業統括本部
ユニフォーム統括部 取締役統括部長

宮澤 廣志氏



相次ぐ自然災害、鉄道事故や原発問題——。人々の安全・安心に対する意識は、ますます高まっています。こうした中でミドリ安全の存在が、一段と際立ってきました。働く環境改善をトータルに追求し続けるリーディング・カンパニーだからです。ユニフォームを中心にした取り組みを環境対策と合わせ、営業統括本部ユニフォーム統括部取締役統括部長の宮澤廣志氏に伺いました。

——まず、ミドリ安全の企業理念をお聞かせください。

創業以来、一貫して「安全・健康・快適職場への奉仕」を社是に掲げ、労働福祉の向上に役立つことを目指しています。働く人の安全と健康をトータルに考え、明るく豊かな社会づくりに貢献するためです。安全衛生面の要請も産業社会の構造的な変化とともに大きく変わり、多様化しています。これに的確に応えるには、常に現場の声と向き合いながら、様々な“安全”を追求し続けなければなりません。医学はもとより物理学、人間工学に対する徹底的な研究が必要です。このことを前提に時代に即した最善の安全技術、つまり安全の「新標準」を構築し、提供することをミッションと考えているのです。次の安全、次の安心を、トータルに見続けて行きます。

——現在扱っている安全衛生保護具はどのようなものですか。

安全靴やヘルメットに代表される保護具、ユニフォームをはじめ、空気清浄機・電気集塵機などの環境改善機器、医療用品、漏電事故防止・省電力対策用の電気計測器など、レパートリーは多岐にわたります。防災用品も含めたこれらの商品は、ユーザーの視点、つまり現場の声から派生しました。

——その中でのユニフォームの位置づけについて教えてください。

当社は、安全靴を中心に1952年、安全衛生保護具の総合メーカーとしてスタートし、1963年に衣料部を設け、ユニフォーム・ワーキングウェアの製造と販売を始めました。働く人の身の安全

と安心に備えるには、必須のアイテムだからです。現在も製造業向けのワーキングウェアを柱に幅広く揃え、近年は食の安全を求める声に応えるべく安全衛生の機能を高めた食品工場向け白衣を提供するなど商品の幅を広げています。

——ユニフォーム展開での特徴はどのようなものですか。

ユニフォームも快適性やファッション性は欠かせません。それにもまして重要なのは、はっきりした着用目的への対応です。生産効率を上げる、無菌状態を保つ、安全を確保する、企業の個性を表現する、製造品の不良率を低減するなど、それぞれの具体的な役割、機能が現場では求められます。当社では、たとえば製品不良率の低減に向けた静電気帯電防止の取り組みでは民間でいち早く「静電気試験室」を設置し、静電気対策がシュミレーションできる体制で高品質商品の提案を図っています。また、当社のユニフォーム売上の約半分は、顧客オリジナルのデザインユニフォームが占めています。まさにユーザーが求める要望を具現化したユニフォームの展開が、この売上状況に反映していると思います。

——販売の形態はどのようにしていますか。

自ら作って、自ら売る——創業時からこのビジネスモデルの構築に取り組んできました。全国にSPA（製造小売り）型による直販体制を確立することで、お客様と直接対面でき、安全性のご理解が得られます。また、ユニフォームを着用される方の不満や要望などを吸い上げて商品開発に活かし、的確なモノづくりに繋がられます。その一つの代表例として、当社のデザイン室が開発し、昨年から本格販売した「VERDEXCEL

(ベルデクセル)」があります。

——その商品はどのようなものですか。

「VERDEXCEL」は、作業現場における労災事故例やアンケート調査のデータをもとに「運動性」「静電性」「難燃性」などで卓越した機能をコンセプトとしたイノベティブなユニフォームの総称です。特に過酷なワーカーの「運動性」においては「服装解剖学」の理論に基づき、人体の皮膚の伸びや筋肉の動きを3Dカメラで計測し、上着についてはスムーズな腕の挙上運動、内旋運動を、パンツについては屈折時の突っ張り感の軽減を、立体裁断構造によって実現させました。この技術は現在、特許を申請中です。

ベルデクセルは求められる機能に応じて、いろいろなシリーズに展開を進めています。

——環境問題にも早くから取り組まれていますね。

2000年10月に「ISO14001」を本社だけでなく、関連会社やテクニカルセンター、工場も含めて全社的に取得したのがきっかけです。製造から販売までのマルチサイトの認証で、昨年7月に4回目の更新をしました。

また、環境省が普及を図っている認証・登録制度「エコアクション21」にも取り組んでいます。環境経営を末端まで浸透させるため、今年1月までに国内27の全支社で取得しました。さらに、今年中に全国の支店・営業所などおよそ200店舗のうち3カ所を残してすべての店舗で認証取得を予定しており、来年には全店舗が取得予定です。

近年、環境意識の高まりにより、お客様からどのような環境対策を行っているのか問い合わせをいただくことが多くなりました。認知度の高い認証を得ることでお客様から環境配慮企業としての信頼が得られ、さらに環境に対する管理説明が省けることで効率のよい運営ができるため営業ツールとしても役立ちます。

また、環境対策について全社員がベクトルを合わせることができます。

——ユニフォームのリサイクルシステムの内容はどういうものですか。

PETボトルとコットン両方の再生素材を活かしたユニフォームづくりと、使用済みユニフォームの再生利用を目的としたマテリアルリサイクルの2本立てです。

マテリアルリサイクルは「WIDE RUN 21」の運用を続けています。2010年に取得した環境省

の広域認定制度に基づく回収型リサイクルシステムです。使用済みのユニフォームを複数の都道府県にまたがって回収できるのが強みです。RUNの「R」はリサイクル、「U」はユニフォーム、「N」はネットワークを表しています。広域認定を応用したリサイクルは、環境生活文化機構のシステムも利用しており、それに加えてユーザーの方々からのより幅広い要望に応えるため構築しました。さらに、ヘルメットでは業界で初めて広域認定を取得しました。

回収型のリサイクルは、埋め立て廃棄物の廃棄量削減、企業イメージの向上、徹底したセキュリティ管理、省資源・省エネルギーに繋がるため、ユーザーの方々のメリットも大きいと考えています。廃棄物の排出処理については、企業の責任も鋭く問われる時代です。それだけに回収型リサイクルの活用は、社会に対するイメージアップ効果にも結び付くはずで、今後も環境に配慮した商品設計の推進に努めます。

——エコでは革製安全靴の取り組みがあるそうですがいかがですか。

環境への影響が少ないエコレザーを採用して開発し、2009年にエコマークを取得した「ECOSPEC(エコスペック)」です。

地球環境に配慮した製品を届けるため、クロムフリーレザーやリサイクル繊維による人工皮革などを使って開発しています。クロムフリーレザーは、植物から抽出したタンニンを主成分とするなめし剤を使ってあるため、燃やしても有害な6価クロムを発生しません。

また、人工皮革はPETボトルから再生したりリサイクル繊維を使用したもので、こちらはスニーカータイプの基布部に利用しています。そのため、甲被を含めてすべての部材は、焼却しても安心です。

——カーボンオフセット・ユニフォームについて教えてください。

カーボンオフセットは地球の温暖化を防ぐため、CO₂などの温室効果ガスの排出を減らす国際的な取り組みです。このユニフォームを購入いただくことによって製造段階で発生したCO₂を、他の場所での削減活動と相殺することに貢献できます。具体的にはユニフォーム1点につき、約3キログラムの削減に貢献することになります。

また、日本政府が推進している温室効果ガス排

出量削減に繋がる。CSR（企業の社会的貢献）活動などを通じて、環境保全への取り組みをアピールできる。ユニフォームのオリジナル・ネームにより企業のイメージアップが図れるといったメリットがあります。

——物品販売だけでなく、安全・安心のためのサービス活動もされているそうですね。

お得意先をサポートさせていただく「安全衛生相談サービス」を実施しています。このため専門の知識を体系的に身につけた「第一種衛生管理者」の資格を持つ700人超の営業マンが全国で活躍中です。また、「安全衛生相談室」も設置し、より専門的な情報提供や現場診断に対応しています。講習会の実施や講師の派遣など、お客様サイドの安全教育、衛生管理者育成に関するお手伝いも行っています。また、いろいろな試験設備も備え、お客様の要望にお応えしています。

——これから目指していることは何ですか。

ユニフォームでの事業領域をワーキングだけに止まらず、大型のチェーン展開されている飲食店やメディカル、介護施設など他の分野にも広げるようにします。総合的な商品供給力と安全を切り

口にした独自性を活かしながら、点から面への取り組みを図ります。また、中国、タイ、ベトナムの自社販売拠点を通じ、日本独特の機能性に富むユニフォーム文化を、近隣諸国や東南アジアに売り込みたいと考えています。

◆エコアクション21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、その仕組みづくりと取り組みを行うとともに、それらを継続的に改善しその結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。これに基づいた取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度が「エコアクション21 認証・登録制度」である。

(記・所 昌平)

ミドリ安全会社概要

創 業	1952（昭和27）年6月
本社所在地	東京都渋谷区広尾5丁目4番3号
資 本 金	14億5,432万円
従 業 員	1,447名（販売会社を含む）
年 商	900億円

事務局だより

◆ 竹馬理事長外部講演報告 ◆

【日 程】平成25年7月19日（金）

【場 所】京都工芸繊維大学センターホール

一般社団法人日本繊維機械学会・繊維リサイクル技術研究会より設立12周年記念講演会にける講演依頼があり、本機構の竹馬理事長が「公益法人が運営するユニフォームリサイクルシステム」と題して講演を行いました。

当日は約50名の参加があり、本機構の設立や意義をはじめ、公益目的事業に関する説明や今後の展望などについて話しました。講演終了後の質疑応答には多くの声があがり、参加者の意欲の高さがうかがえました。ご参加いただいた方々には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



季刊 エルコレーター vol.56

発行者：公益社団法人 環境生活文化機構 発行日：2013年10月1日 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番10号 サンライズ山西ビル6F
TEL：03-5511-7331 FAX：03-5511-7336 http://www5.ocn.ne.jp/~elco/ E-mail:elco.inc@trust.ocn.ne.jp